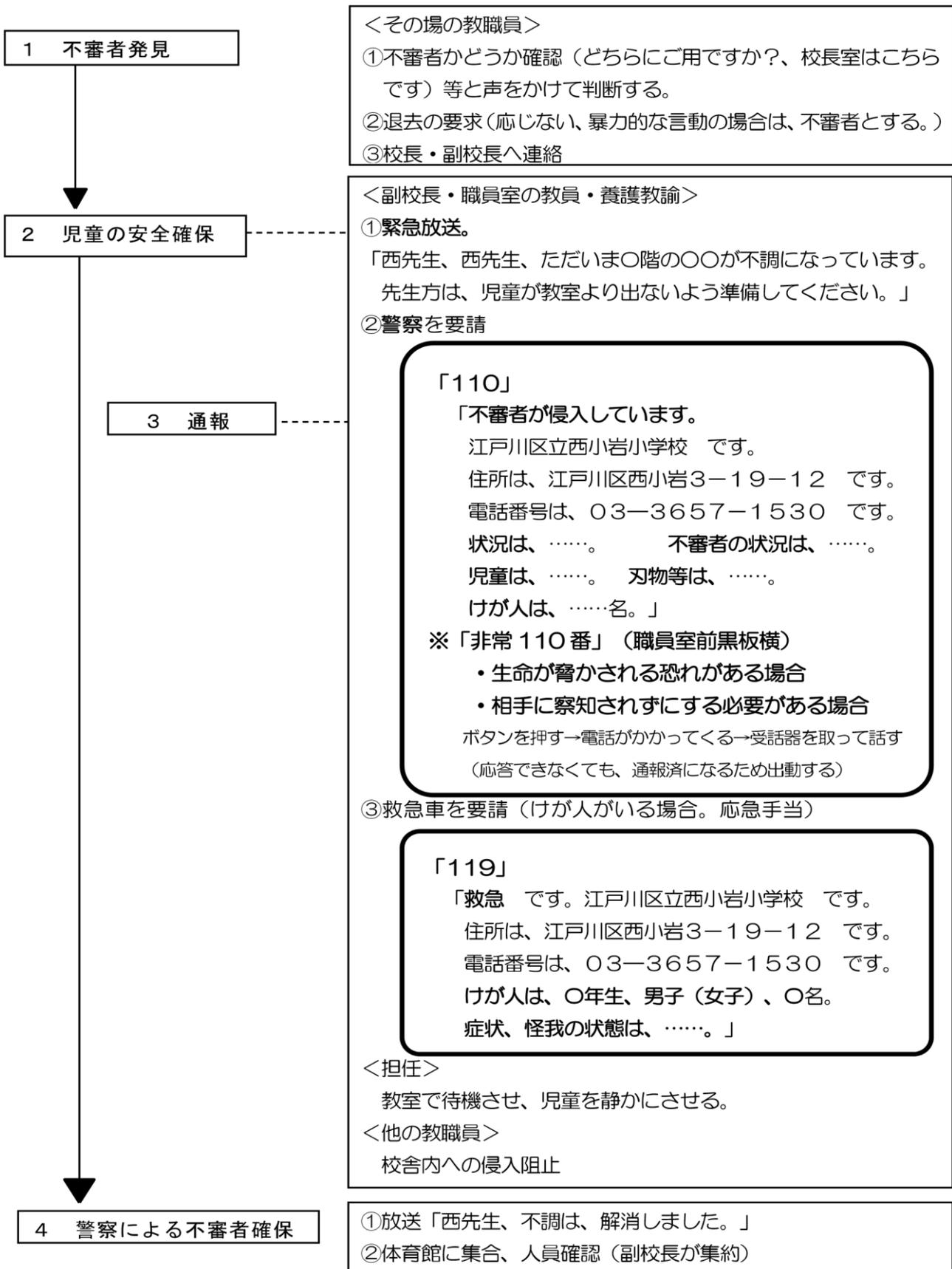


《不審者発見時の対応》



事故発生後の報告と事後処理

(1) 教育委員会への報告

事故発生後できるだけ速やかに、教育委員会に報告する。



(2) 日本スポーツ振興センター申請手続き

・ 重大な事故の場合は、指導計画・内容、当日の状況等の詳細な報告を求められる。記録は正確にとり長期

にわたって保存する。

(3) 記録の管理

- ・ 事故発生の状況や措置について、時系列で記録する。
- ・ 記録は添付書類（指導計画、指導内容等）とともに長期保存をする。

(4) 一般児童への指導

- ・ 一般児童が不安に陥ることのないよう配慮する。
- ・ 事件・事故の概要について可能な範囲で、できるだけ早く説明する。
- ・ 安全対策を再点検するなど再発防止について指導を行う。

(5) 対外折衝

- ・ 無用の混乱を避けるために、窓口を一本に絞って管理職が行う。

(6) 保護者への説明

- ・ 重大な事故の場合は、事実と異なった内容が流れ、不安や混乱を招く恐れもあるので、校長と教育委員会は連携を図りながら、必要と認めた場合に保護者への説明の場を設定する。